

2005年3月16日
(平成17年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横尾裕夫

藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号）及び藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号）の規定による請求及び決定に対する異議申立ての受付に係るコンピュータ処理について（答申）

2005年3月10日付けで諮問（第145号）された藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号）及び藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号）の規定による請求及び決定に対する異議申立ての受付に係るコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例第18条の規定によるコンピュータ処理の必要性があると認める。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事業の実施に当たりコンピュータ処理の必要性及び安全対策は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

本市では、インターネットを活用し自宅やオフィスから行政手続を行うことができる電子自治体の取り組みを推進し、市民の利便性の向上を図るとともに、行政事務の簡素化及び効率化を進めるため、神奈川県及び県内34市町村（横浜市、川崎市、横須賀市を除く。）と電子自治体共同運営事業を進めている。

(2) コンピュータ処理をする必要性について

- ① この電子申請・届出システムを利用するに当たり利用者は申請を行う自治体ごとに、利用者規約に同意し、本人の利用者情報を登録する。登録を行っ

た利用者には利用者 I D が交付され、本人が指定したパスワードとあわせてログインすることで、システムを利用することが可能となる。

また、申請・届出等の内容によっては、公的個人認証サービスによる本人確認が必要となる。

総合的かつ汎用的な受付事務を電子的に行うことで、市民の利便性の向上を図るとともに行政事務の効率化を進めることができることとなることから、コンピュータ処理を行う必要性がある。

② 対象手続（記録の名称等）

行政文書公開請求書又は行政文書公開請求フォーム（写し）

③ 電子申請・届出システムで取扱う個人情報（申請書情報）について

電子申請で取扱う申請書情報は紙による申請書情報と同一の内容であるが従来の電子メールを利用した行政文書公開請求フォームによる請求では、補正指導等の連絡用にメールアドレスを個人情報として取得していたが、電子申請・届出システムを利用することにより補正指導等の連絡は当該システム上で行うことが可能となることから、メールアドレスは不要となる。

記録の名称等	記録の内容
行政文書公開請求	氏名、住所、電話番号

ア 申請書情報は各自治体ごとにデータベースに格納・管理する。

イ データベースに格納された申請書情報は、申請先の自治体以外の自治体は参照・修正ができない。

ウ 各自治体の担当者は審査等を行う際に担当事務の申請書情報に限りアクセスすることができる。

エ システム利用者は必要に応じ申請・届出の審査状況等をシステムに照会することができる。

(3) システムの安全性について

① ネットワーク

電子申請・届出システムは利用者側が通信するインターネットからのセキュリティが F/W (ファイアウォール) 等により十分に確保され、インターネット通信は SSL を利用した暗号化により情報の外部漏えいを防ぐ。

職員は専用回線の総合行政ネットワーク (L G W A N) を利用し、システムのログインには F/W によるセキュリティが確保され、L G W A N についても暗号化が図られ、L G W A N と庁内の情報系ネットワークの接続についても F/W によるセキュリティ管理が行われる。

② 共同運営センター

共同運営センターの施設要件としてＩＣカードや生体認証による５段階以上のセキュリティゾーニングシステムによる管理及び重要箇所に隣接したドアが同時に開かないインターロック機能や共連れによる入室者を発見できるアンチパスバック機能などの厳格な入退室管理を実施する。

③ 管理基準等

管理基準として「共同運営センターセキュリティポリシー」を策定し、明確な指針及び基準に基づく運用を実施する。また、電子申請・届出等の各システムにおいてもセキュリティポリシーと整合性を図った個別の実施基準を策定し適切な運用を図る。

④ 外部委託

情報資産は各自治体の管理に属することから、各自治体が共同運営センター及びシステムを運営する事業者と直接委託契約を締結し、個別の条例等を遵守した事項を契約書に明記し、個人情報適切に管理するよう指導監督を行う。

(4) 実施時期

２００５年７月実施予定

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由によりコンピュータ処理について認めるものである。

(1) コンピュータ処理をする必要性について

実施機関は、電子自治体共同運営事業の推進に伴い電子申請・届出システムの運用を開始することにより、市民の利便性の向上と行政事務の効率化を図ることが可能となることから、コンピュータ処理をする必要性は認められる。

(2) 安全対策

本業務の処理に当たっては、ネットワーク機器及び共同運営センター施設の管理について厳重なセキュリティ対策を講じるとともに、「共同運営センターセキュリティポリシー」を策定し、個別の実施基準を定め処理するため、安全対策上の配慮が施されていると認められる。

以 上

